

こむことによって、社会の「悪風」から子女を守り、しかも高卒資格を与えて早く結婚して、女子工員の高年令化を防ぐことを狙っているのである。

(4)

現在、中央教育審議会でも、通信制教育の取扱いについては一つの重要な審議の焦点になっていると思われる。一部には全一定とは別個な制度にすべきだという意見もあるが、高校卒資格という魅力ははずすことは企業の集団入学にとって著しいマイナスである（それは訓練生を

して定時制高校への目を向けさせることになるから）。日経連のいう技能高校の構想と歩調をあわせて、現状を是認、合理化して高校類型化の最下層コースとしてとどめられるのではなからうか。

はじめにも述べたように通信制教育が「勤労青少年に教育の機会を与える」という大義名分のもとに、実は定時制通学可能者に定時制通学を阻む役割を果たしている実態を明らかにし、年少労働者の労働時間短縮と、地域の状況に適合した公立定時制（例えば三部制など）を準備することによって、通信制から定時制への

大幅な転換を可能ならしめることが教組の運動としてとりくまれなければならない時期にきていると思われる。

（東京大学）

注

- (1) 日本科学技術振興財団『テレビ通信制工業高等学校概要』
- (2) 富山県立雄峰高等学校通信制『昭和四〇年度学校要覧』
- (3) 全国工業高等学校長協会『新教育課程に関する統計資料』（一九六三年）
- (4) 大阪繊維工業高等学校通信制課程『高校教育のしおり』（一九六五年）

職業訓練の最近の動向

■ 佐々木 享

1

独占資本の強い要請によって職業訓練法が一九五八年に制定された。この法律によって、それまで労働基準法の規定によって行なわれてきた企業内訓練は、独占資本の積極的な技能労働力育成策のなかに位置づけられることになった（『教

育評論』六二年五月号、拙稿「青年と職業技術教育」。同時に職業訓練法によって、職業安定法を根拠とする公共職業補導所などのしごと技能労働力育成策のなかに組み込まれることになった。また、職業訓練法は、戦後はじめに国家技能検定を行なう方針を明らかにし、法制定から二年もたたないうちにこれを実施

しはじめた。かくて、職業訓練法の制定は、急速に復活強化した国家独占資本主義が、新たな事態に対応する労働力政策を打ち出したことの重要なメルクマルとみなすことができる。

職業訓練法の制定と前後して、政府は国会に、技能教育施設の学習の一部を定時制または通信制高校の単位として認定



するという学校教育法の一部改正案（いわゆる「連携法」）を国会に提出した。当時、企業内で職業訓練を受ける訓練生が定時制高校に通学する例が多く見られた。資本家側は、これは「二重通学」であって身体にもよくないし、訓練の内容が高度になってくれば同じことを二度学ぶというのは負担を多くするばかりで不合理であるということを強調して「連携法」の制定を推進したのであった。一見もっともと思われるこの発想は、じつは、二重負担をいわずに通学して、企業の枠から解放されている場所で自由に学びたいという青年の心情と要求をまったく無視したもので、企業側が「連携」を主張する本来のねらいは、定時制への通学自体を資本の枠のなかにとどめること、あわよくば定時制での学習をも自己の監督のもとにおくことをねらったものであった。

「連携法」は、日教組の強力な反対にあい、かつ、六〇年の新安保条約反対闘争や政暴法反対闘争のあおりで、しばしば「廃案」「継続審議」となり、提出以来六度目の国会（六一年一〇月）にやっと成立した。

法による連携措置には、(1)企業内訓練のうち高校の単位として認められるものは、高校の総単位数の三分の一以内、(2)連携科目は専門科目のみに限られ、(3)連携の内容に関連して高校側は企業内訓練に発言できる、等の一定の枠がある。こ

れに対し日経連は、(1)旧態依然たる定時制との連携が期待できない、(2)学校側が企業内訓練に発言できるといふのは筋力がいである、(3)連携の総単位数のわくは拡大すべきであり、とくに工業英語、社会科、保健体育は連携科目に入れるべきだ、という趣旨の不满を表明した(『日経連タイムズ』六一年一月二二日付)。日経連の不满を裏づけるように、以前から試験的に実施してきた日本鋼管鶴見製鉄所と市立鶴見工高(全日制別科)、芝浦機械製作所と県立沼津工業高(定時制)との連携は、その後解消された。六五年三月現在で、連携を実施しているのは全国でも数校にすぎない。

連携教育が遅々として拡大しないのにくらべて、企業内からの通信教育への集団入学はむしろ拡大の傾向にある(別稿参照)。

一方で日経連は、六五年二月に政府へ提出した「後期中等教育改革への要望」のなかで、企業内の職業訓練施設を技能高等学校とも称すべき正規の高校として認めること、紡績・弱電企業等の女子の企業内教育施設を家政高等学校として認めることを要求している。

このようにみえてくると、企業内職業訓練に関連して出されてくる教育への資本の要求は、一九五八年と新安保体制の一九六〇年代では質的にちがっている、といえるように思う。つまり、今日では、連携しようというようなナマヌルイもの

でなく、企業内教育それ自体を高校と認めよ、そうすれば、労務管理と学習管理(?) が統一的に行なわれ、学習の権利も保証(?)されるというわけである。

2

池田内閣のいわゆる「高度経済成長」政策の一環として「職業訓練長期計画」が立てられていたが(『職業訓練』三五、年六月号)、これは、六〇年末の「国民所得倍增計画」のなかにそっくり吸収された。この計画によれば、昭和四五年までの一〇年間に、職業訓練によって充足すべき熟練工は、事業内訓練・公共(専門)訓練によって六一万名、公共(基礎)による半熟練工九四万名とされている。

第1表 年度別公共職業訓練実施状況(各年度延人員)

年度	一般職業訓練所	身体障害者職業訓練所	総合職業訓練所
35	41,300	1,180	13,160
36	41,300	1,180	17,065
37	41,700	1,180	17,255
38	45,930	1,180	19,760
39	66,285	1,180	26,440
40	67,305	1,280	26,680

経済企画庁総合計画局「職業訓練実施状況」(40.9.21)より作製

第2表 年度別認定職業訓練実施状況

年度	事業所数(うち単独)	訓練生数(うち単独)
35	34,833 (320)	62,141 (19,445)
36	31,930 (335)	68,209 (23,134)
37	32,299 (378)	72,764 (29,031)
38	38,769 (404)	76,421 (31,259)
39	32,074 (461)	79,858 (32,413)

資料出所は第1表に同じ

六〇年以降の公共職業訓練の実施状況は第1表に示すとおりである。一般職業訓練所ではおもに基礎(短期)訓練が行なわれており、総合職業訓練所の訓練が専門(二年くらい)の訓練に切り換えられたつがある。(表のほか、中央職業訓練所四〇年度より職業訓練大学校で行なっているものが若干ある)

身体障害者に更生の道を開くための職業訓練がまったくかえりみられていないのは、じつに驚くほどであって、このことから、資本がさしあたって要求している訓練だけが拡大していることを読みとることが出来る。

同じ時期の認定(事業内)職業訓練の実施状況は第2表のとおりである。実施事業所数に若干の消長のあるのは中小企業の共同職業訓練によるもので、おもに大企業の手で実施される単独訓練は一貫して拡大している。

共同職業訓練がつねに過半を占めているということは、建築大工・左官・洋裁工・洋服工等の職種が多いことに対応している。このことは、第3表から明らかになる。

製造工業における基幹職種と考えられる機械工・仕上工などが増加しているのはここ二、三年のことである。建築大工・洋裁工・洋服工・左官等が依然として上位を占めている。これらの職種が、いわゆる年齢を必要とするためにこういう結果になっている一因であろう。しかし、他の職種の技能労働力不足の状況が依然として解消していないことは、第4表にみるとおりである。調査の性格から当然に含まれる誤差と不況局面を迎えての変動を考慮に入れなければならないにしても、基幹的職種における技能労働力の不足が、少しも変わっていないことは明らかである。

このような諸点から、「国民所得倍增計画」における訓練計画は、計画自体がおよそ現実に対応していないということが出来る(本来、資本主義経済が「計画的」に展開するなど考えることそれ自体が無意味なのであるが)、また、職訓の規模そのものも全くソマツな状況が依然として解消していないことがわかる。しかし、資本の側は、こうした事態に対処するために、新たに、工業高校のなかに「技能学科」というような技能訓練を主とするコースを設けることを要求

第3表 主要職種別認定職業訓練実施状況
(訓練生の多いもの上位10職種)

年度	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
35	建築大工 10,382	洋服工 6,829	機械工 6,188	洋裁工 4,325	左官 2,399	仕上工 2,223	板金工 2,197	家具工 2,193	建具工 2,162	建築板金工 1,947
36	11,150	7,752	7,033	5,010	3,127	2,490	2,214	2,214	電路工 2,198	1,985
37	10,432	10,016	6,048	5,058	3,541	3,509	2,431	2,277	鋳物工 1,863	1,800
38	10,693	10,334	6,533	5,825	3,984	3,712	2,592	2,326	溶接工 1,779	1,759
39	仕上工 38,777	建築大工 11,698	機械工 10,556	洋裁工 7,315	洋服工 5,388	左官 4,248	電路工 3,150	建築板金工 2,300	建具工 1,814	鋳物工 1,551

資料出所は第1表に同じ。

「技能検定」は、職業訓練法が制定されたときの、職業訓練政策の重要な柱の一つとなっていた。この技能検定の三九年度までの実績累計は、一級について受験者一三万二二四名、合格者六万三六二七名、二級について受験者一七万七一七二名、合格者八万一一六二名である。たったこれだけの数では、「技能士」(技能検定合格者の得る資格)が職種別横断賃金への圧力になる、などと考えることは全くのナンセンスである。このことは、職種別の合格者を見れば、いっそう明らかである。

3
している、という事実には注目する必要がある。

第4表 職種別技能労働力不足率と技能労働力の増加率(%)

職 種	35年	39年	技能労働者の増加率
鋳物工	14.7	21.9	45.8
機械工	19.1	24.7	47.0
板金工	19.9	28.2	38.6
製缶工	13.2	29.1	22.9
プレス工	23.0	30.8	70.9
溶接工	11.5	27.3	56.7
配管工	11.4	27.0	84.1
ラジオテレビ工	27.0	30.3	40.2
電子機器組工員	(24.6)	25.6	232.4
化学分析工	(11.3)	12.3	30.0
合成樹脂工	(18.3)	23.8	52.3
自動車整備工	14.3	25.8	51.5
左官	21.0	42.8	13.2
大工	16.7	47.5	19.9
製材工	9.7	16.3	6.8
製図工	8.2	12.7	129.9
塗装工	16.7	25.9	37.1
機械運転工	6.1	10.0	36.4

不足率 = $\frac{\text{今後6カ月間に充足を必要とする現在従業員数} - \text{調査時現在における現場従業員数}}{\text{調査時現在における現場従業員数}} \times 100$

- 1) 労働省『昭和39年、労働経済の分析』(1965年)P.136による
- 2) 技能労働者数の増減は35年~39年の現場従業員数の増減率
- 3) ()内は36年

第5表 主要職種別技能検定合格者数(39年度まで)

職 種	合格者数(39年度まで)	
	(順位) 1級	(順位) 2級
建築大工	(1) 15,421	(1) 14,113
左官	(2) 9,307	(2) 10,009
機械工	(3) 6,649	(3) 8,734
仕上工	(4) 4,914	(4) 6,868
板金工	(5) 4,325	(6) 6,036
配管工	(6) 3,258	(5) 6,559
塗装工	(7) 2,874	(9) 3,004
建具工	(8) 2,483	(7) 5,162
建築と洋	(9) 1,952	(17) 886
服工	(10) 1,914	(14) 1,149

種に過ぎない。検定実施職種もわずかに三五種のみでなく、労働者は、技能検定のうち実技試験は予算を食うからという

理由で廃止してしまい、六四年からは、国際技能オリンピック（正確には国際職業訓練競技大会）の国内予選への参加をもって実技試験に代えることにしてしまった。さらに、労働省は、実技試験の実施を各都道府県の経営者団体へ依託することすら考えている。

こうしてみると、最近の職業訓練政策の貧困さはおおうべくもないといわ

定時制高校の実態を訴える

■ 幡野 憲 正

近く答申が予定されている中教審第二〇特別委員会の報告は、後期中等教育の拡充を名目としながら、その制度、内容を多様化させ、階層分化させようとするものとみられている。そして働く青年の教育を、どう位置づけるかという問題を軸にして、六・三・三制を大きく変革する内容になるだろうと予想されている。高校進学が国民的要望となり、七〇%をこえる進学率を占めるに至った現在、従来労働力の中心であった中学卒業生は、簡単に得られなくなってきた。

なければならぬ。ところが政府の人的能力主義政策では、この職業訓練を学校教育に近づけようというのである。現に神奈川県では、六三年から、公共職業訓練所に定時制高校を結合した新種の技術高校なるものを発足させている。このような高校は、このたびの後期中等教育改革では大いに予想されるどころか考えてよいのではないだろうか。

また、六五年一二月には、後期中等教育改革の答申に先だつて、首相の諮問機関である雇用審議会が雇用政策について答申すると伝えられている。そのなかでは、予想される不況局面、今の人口構成における中高年齢層の増加、等の条件に対応して、職業訓練政策も、もう一つ新たな段階に入ると考えられているようである。（専修大学）



一方、科学技術の発展は、現場における労働者に高度の科学、技術を要請し、中卒より高卒を求めようになつてきている。この両者のバランスをどこでとるかという観点から、今回の答申がなされるであろうとみられている。

それは、低賃金労働力の確保と、一応の科学や技術の習得とを、両立させうる教育形態をという、独占資本の強い要請が中教審になされているからである。（註一）

この構想は、働く青年をクッションとしながら、資本の要求を貫徹しようとするものであり、教育を受ける権利を有する青年期に対する配慮は、全くないといつてよい。

しかし、彼らは、この構想をなまの形ではだそうとしない。一応の民主的な装いをする。すなわち、「高校への進学率も七〇%をこえ、教育の量的普及をみるかぎり、世界にほこりうるものである」として、今後は質的向上をはかるのだと前置きして、「画一的な教育が行なわれ、

また、上級進学中心の教育が行なわれるため、基礎知識教育は徹底されず、人間形成も軽視されがちである」と現状の高校教育を批判し、いかにも、質を向上させるために力を入れるかのような姿勢をとっている。ところがその内容は、「生徒の能力、適性に応じた教育」「コースの多様化」「技能の適期開発」という主張をしているのだから、質の向上とは異質の、ふるい別け教育、切り捨て以外のなにもでもない。あなたは、能力がないから、高校程度の学習は無理だ、易しいコースを用意したので、そちらを選びなさい、という考えは、青年たちの可能性を無視したものであり、高校教育のエリート化にほかならない。

定時制については、「教育の効率化をはかるため、とくに工業、商業、技能および家庭学科を大幅に増設する」「企業内訓練施設との連携教育を拡大する」としている。この意図は、教育を充実するところになく、効率化をはかる、つまり、切り捨て教育を志向しているものだけに非教育的である。

ところで、定時制教育に対する変革は、第二〇特別委員会の答申を待つまでもなく、ここ、三、四年間に着々として進められてきている。その一つは、定時制高校の統廃合である。三七年度中には、一一〇校が廃止あるいは統合、さらには全日制への転換で